

大牟田市庁舎整備に関する基本方針（案）【概要版】

本市の庁舎は、昭和 11 年の本館建設以来、増築を重ねてきたが、耐震性能などの安全性の確保、分かりやすさ、バリアフリー化など現代の庁舎ニーズへの対応が課題となっている。

とくに、近年発生した自然災害において、地方公共団体の庁舎は災害対応の拠点として大きな役割を果たしており、本市においても庁舎整備などの対策が必要となっている。

そこで、この度、平成 30 年度における大牟田市庁舎整備検討委員会の答申や市民意見をふまえ、実現可能性等を検討し、「大牟田市庁舎整備に関する基本方針（案）」を作成した。

1 庁舎が備えるべき機能

災害対策の拠点としての役割を果たし、市民サービスをより効率的に提供するなど、将来にわたり市役所の事務を円滑に実施できるよう、以下の機能を備えた庁舎の整備を目指すこととする。

- (1) 庁舎の安全を確保し、災害対策の拠点となる機能
- (2) 来庁者に分かりやすく、効率的に市民サービスを提供できる機能
- (3) バリアフリー化などに対応した誰もが利用しやすい機能
- (4) 高いセキュリティと来庁者のプライバシーが確保できる機能
- (5) 環境負荷を抑える機能

2 庁舎の位置

現在地において庁舎を整備することとする。

3 整備手法

庁舎が備えるべき機能の確保を目指し、現在地で整備することをふまえ、各庁舎等の整備手法を以下のとおり定める。

- ① 本庁舎敷地内の庁舎（本館及び新館）は、建て替えることとする。
- ② 本庁舎敷地周辺の庁舎（北別館、南別館、保健所）は、改修を行いながら当分の間使用する。
- ③ 本庁舎敷地内の建物（企業局庁舎、職員会館）は、庁舎の再配置に合わせ、建替えや移転等を検討する。

4 その他

(1) 目標年度と財源対策

2023年度の着工、庁舎部分については、2025年度より部分供用開始、2027年度より全部供用開始を目指し、附帯工事を含めた事業完了の目標を2028年度とする。

また、本市の総合的な政策の推進と財政の健全化を図りつつ、事業費の精査や庁舎等建設積立基金の計画的な積立てを行うとともに、国の財政支援制度の活用などに努める。

(2) 公共機能の導入

大牟田市公共施設維持管理計画との整合を図りつつ、既存の公共施設の利用状況や分布状況等を勘案し、「庁舎が備えるべき機能」の確保に支障のない範囲で導入の検討を行う。

(3) 民間機能の導入

「庁舎が備えるべき機能」の確保に支障のない範囲で導入の検討を行う。

(4) 民間活力による事業手法の可能性

整備計画の検討に合わせ、コスト縮減及び効率的な事業の推進のために民間の資金やノウハウを活用した事業手法の可能性について検討を行う。

(5) 登録有形文化財である本館について

登録有形文化財である本館については、庁舎の機能性を確保するために、建て替えることとするが、本館の歴史を伝えるため、資料による保存、特徴的な部分で可能なものの移設または保存、学術機関の研究への協力、解体までの間の定期的な一般公開の実施などを検討する。

以上の方針により、大牟田市庁舎の整備を推進する。なお、今後も適宜、情報公開を行い、市民意見の反映に努めることとする。